

令和7年度

# 平泉町子育て情報帳

～妊娠期から子育て期までのサポートブック～



ご家族の健康と赤ちゃんの健やかな成長を  
願い、育児に役立つ町の情報をまとめました。  
これからのお育児の参考としてご利用ください。



平泉町  
令和7年4月

## もくじ

項目	内容	ページ
妊娠・出産～子育て期(就学前)までの見通し	子育て応援カレンダー	1
安心して出産を迎えるために	1.妊娠届出、母子健康手帳の交付	4
	2.妊婦一般健康診査	4
	3.妊娠婦交通費助成	5
	4.妊婦のための支援給付事業	5
	5.妊娠8か月頃のアンケート、面談	5
	6.パパママ歯っぴー健診	6
	7.妊娠婦医療費助成	6
	8.産前産後期間の国民年金保険料免除制度	6
	9.就労している妊娠婦への様々な制度	7
	10.不妊治療費の助成	7
	11.ひとにやさしい駐車場利用証制度	7
赤ちゃんが生まれたら	1.出生届	8
	2.健康保険	8
	3.出産育児一時金	8
	4.出産祝金	8
	5.子ども医療費助成	8
	6.未熟児養育医療給付	9
	7.児童手当	9
	8.新生児聴覚検査	9
	9.産婦健康診査	9
	10.乳児一般健康診査	10
	11.先天性胆道閉鎖症検査	10
	12.赤ちゃん訪問	10
	13.産後ケア事業	11
	14.子育て応援在宅育児支援金	11
子育てにすること (乳幼児期)	1.予防接種	12
	2.幼児健診	14
	3.離乳食教室	15
	4.ピヨピヨ広場	15
	5.9か月児相談	15
	6.みんなの広場	15
	7.給食試食会	15
	8.園開放	16
	9.平泉町福祉活動センター アピュイ「遊戯室」	16
	10.ママ'sひろば	16
	11.平泉町立図書館(学習交流施設 エピカ内)	16

項目	内容	ページ
子育てに関すること(乳幼児期)	12.学習交流施設エピカ 子育て支援スペース	17
	13.そだちの相談・ことばの相談	17
	14.子育て応援教室	17
	15.親子関係形成支援事業(ペアレントプログラム講座)	17
	16.保育所	18
	17.幼稚園	18
	18.一時預かり	18
	19.ファミリーサポートセンター	18
子育てに関すること (就学)	1.就学時健康診断	19
	2.就学に関する相談	19
	3.放課後児童クラブ	19
	4.就学援助制度	20
	5.平泉町育英資金貸付制度	20
	6.日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度	20
ひとり親家庭のために	1.児童扶養手当	21
	2.ひとり親家庭医療費助成	21
	3.母子父子寡婦福祉資金貸付制度	21
病気や障がいのあるお子さんのために	1.身体障害者手帳	22
	2.療育手帳	22
	3.精神障害者保健福祉手帳	22
	4.特別児童扶養手当	22
	5.障害児福祉手当	23
	6.重度心身障がい児の医療費助成	23
	7.小児慢性特定疾病医療費助成	23
	8.自立支援医療	23
	9.重度障がい児の日常生活用具費の支給	24
	10.特別支援教育就学奨励費の支給	24
	11.障がいのあるお子さんの保育と教育	24
	12.車いすの貸し出し	24
	13.各種障がい福祉サービス	24
生活の支援	1.子育て世帯訪問支援事業	25
	2.こども食堂	25
	3.生活福祉資金貸付制度	26
	4.たすけあい金庫	27
	5.生活困窮者自立支援事業	27
	6.フードバンク事業	27
その他の情報	1.上手な病院のかかり方	28
	2.災害に備えて	28
	3.町の主な子育て関係機関一覧	29

## 妊娠・出産～子育て期(就学前)までの見通し



### 子育て応援カレンダー Ⅰ

不妊治療にかかる費用の一部助成があります → 7 ページ

妊娠



初期

医療機関で出産予定日が確定したら、  
妊娠届出、母子健康手帳の交付を受けましょう。→ 4 ページ  
★妊娠届出時に、妊婦一般健康診査や産婦健診、新生児聴覚  
検査の受診票なども交付されます。あわせて、妊婦のための支援  
給付金の手続きも行いましょう。→ 4~5 ページ



中期

妊娠の経過が順調ならパパママ歯っぴー健診を受けましょう。  
★この機会に、パパとママのお口の健康(むし歯や歯周病  
など)を確認しておきましょう。→ 6 ページ  
★つわりが治まっている時期ですので、食生活を見直し、  
栄養のあるものをしっかり摂りましょう。



後期

出産や育児に必要な物を準備したり、出産後の手続きのことを  
確認しておきましょう。  
→ 8~11 ページ、別冊「何が必要?どう選ぶ?」を参考。  
※出産に必要な物は、病院によって異なりますので出産する  
病院に確認しておきましょう。  
★妊娠 8 か月頃にアンケートが郵送されますので、妊娠の  
経過などを記入して、返送してください。→ 5 ページ



出産

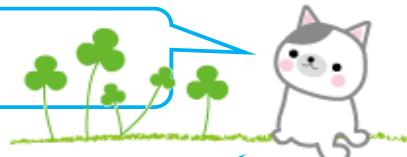


## 子育て応援カレンダー 2

出産後

赤ちゃんが生まれたら、町民福祉課に出生届を提出します。  
(生後 14 日以内) 母子健康手帳に証明が必要になりますので、  
母子健康手帳も持参しましょう。→ 8 ページ  
※その他にも各種手続きがあります  
出生届を提出後は、子育て支援課で赤ちゃんの健診票や予防接種券の交付の手続きが必要です。手続きには母子健康手帳が必要になります。→ 9 ページ以降をご覧ください。

新生児聴覚検査を受けましょう。→ 9 ページ  
産後 2 週間健診を受けましょう。→ 9 ページ



生後 1 か月

産後 1 か月健診を受けましょう。→ 9 ページ  
生後 1 か月健診を受けましょう。→ 10 ページ



生後 2 か月

予防接種を始めましょう。→ 12 ページ  
保健師等が赤ちゃんとお母さんの健康の観察のため、訪問します。  
→ 10 ページ



生後 3 か月

生後 3~4 か月健診を受けましょう。→ 10 ページ  
離乳食教室があります。→ 15 ページ



生後 6 か月

生後 6~7 か月健診を受けましょう。→ 10 ページ  
★そろそろお母さんからもらった赤ちゃんの抗体がなくなる時期です。感染症に注意し、救急時の連絡先を把握しておきましょう。  
上手な病院のかかり方 → 28 ページ



生後 9 か月

9 か月児相談があります。→ 15 ページ  
9 か月児相談では、発育や発達を確認したり、離乳食の様子を確認します。また、1 歳以降に受ける予防接種券も交付しています。



1 歳

### 子育て応援カレンダー 3



1歳

12~13か月健診を受けましょう。→ 10 ページ

1歳を過ぎたら、早めに「麻しん風しん混合ワクチン」「水ぼうそうワクチン」を接種しましょう。→ 12 ページ



1歳6か月

1歳6か月児健診を受けましょう。→ 14 ページ

★この頃までに、離乳を完了しましょう。



2歳

2歳6か月児健診を受けましょう。→ 14 ページ



2歳6か月

3歳6か月児健診を受けましょう。→ 14 ページ

★この機会に健康や発達のことや気になることがあれば確認しておきましょう。

3歳6か月

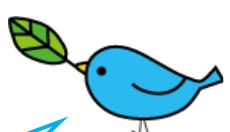
そだちの相談・ことばの相談を行っています。→ 17 ページ



5歳

5歳児健診を受けましょう。→ 14 ページ

★就学のために必要な健診です。この機会に気になることを相談したり、就学に必要な取り組みを開始しましょう。



小学校

就学前に予防接種の未接種がないか確認しておきましょう

→ 12 ページ

年長児に就学時健康診断があります。→ 19 ページ

就学に関する相談を行っています。→ 19 ページ

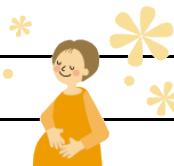


## 安心して出産を迎えるために

### I. 妊娠届出、母子健康手帳の交付

医療機関で出産予定日が確定したら、妊娠届出を行ってください。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。

母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産の状況、お子さんの健康や予防接種の記録などを管理する大切な手帳です。



対象者	平泉町に住所登録をしている妊婦
受付日時	平日 月曜日～金曜日 9:00～16:30 ※事前の予約が必要です。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>●病院から交付された妊娠届出書（ある場合のみ） ※お持ちでない場合は、窓口で届出書に記入していただきますので、 医療機関名、出産予定日がわかるものをご準備ください。</li><li>●マイナンバーカード（又は通知カードやマイナンバーの記載のある住民票） <u>※妊娠届出書及び妊婦のための支援給付金の手続きで必要になります。</u> → 詳しくは5ページをご覧ください。</li><li>●印鑑（認印） ●本人名義の通帳等（振込先が確認できるもの）</li><li>●マイナンバーカード又は運転免許証</li><li>●同日、妊産婦医療費助成の手続きを行う場合は、健康保険証・通帳・ 印鑑（認印）をお持ちください。→ 詳しくは6ページをご覧ください。</li></ul>
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 2. 妊婦一般健康診査

妊娠中の経過や赤ちゃんの健康を確認する妊婦一般健康診査の受診票を交付します。



対象者	平泉町に住所登録をしている妊婦
交付内容	14回分の健康診査受診票、子宮頸がん検診1回分
受付日時	平日 月曜日～金曜日 9:00～16:30 ※母子健康手帳とあわせて交付します。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>●転入の場合には、転入の手続き後に子育て支援課にお寄りください。 その際、母子健康手帳と前住所地から交付された妊婦健診票の残部を ご持参ください。</li><li>●転出される場合には、転出先の担当課で母子健康手帳、妊婦健診票の 残部を持参し、手続きを行ってください。</li></ul>
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

## 安心して出産を迎えるために

### 3.妊娠婦交通費助成



妊娠健診や出産時の受診の際にタクシーを利用した場合、費用の一部を助成します。

対象者	平泉町に住所登録をしている妊娠婦
交付内容	1枚500円の助成券20枚(10,000円分の助成) ※母子健康手帳とあわせて希望する方へ交付します。 ※交付から1年間有効です。
持ち物	●印鑑(認印)
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

### 4.妊娠のための支援給付事業

妊娠期から出産・子育てまでを通して、継続して相談に対応する「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。

妊娠届出時に面談を行い、子育て応援プランを立てます。あわせて、給付金の申請手続きも行います。

対象者	平泉町に住所登録をしている妊娠婦
給付内容	1回目の給付:妊娠1人当たり5万円 妊娠給付認定後に指定の口座へ振り込みます。 2回目の給付:妊娠している子どもの人数×5万円 子どもの人数の届出後に指定の口座に振り込みます。 
持ち物	●本人確認書類(マイナンバーカード又は運転免許証) ●印鑑(認印) ●本人名義の通帳(振込先の銀行、支店名、口座番号等が分かるもの)
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

### 5.妊娠8か月頃のアンケート、面談

上記の「伴走型相談支援」の一環として、妊娠8か月頃に妊娠中の経過の確認などのためアンケートを送付します。アンケートが届きましたら、記入いただき子育て支援課にご返送ください。アンケートを返送いただいた方には、「こんにちは赤ちゃんセット」を赤ちゃん訪問時にプレゼントいたします。また、希望者には出産前に訪問や面談なども行っています。



## 安心して出産を迎えるために

### 6. パパママ歯っぴー健診

妊娠中は、ホルモンの変化やつわりなどによる生活の変化により、歯周病やむし歯になりやすくなります。この機会に歯の健診を受けましょう。

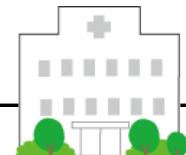
対象者	平泉町に住所登録をしている妊産婦とその配偶者
交付内容	歯科健診票(パパママ各1枚ずつ) ※母子健康手帳交付時にあわせて交付します。 ※指定歯科医院に予約をして受診してください。 ※有効期限は、産後1年までです。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 7. 妊産婦医療費助成

妊娠5か月に達する日の属する月の初日から、出産日の翌月末日まで、医療費の助成があります。

助成内容	保険診療の医療費の全額 ※予防接種、入院時の食事代や差額ベット代、普通分娩の出産費用、診断書などの保険医療の対象外の費用については給付されません。
その他	1月2日以降に転入した方は、妊産婦と配偶者の前住所地の所得課税証明書が必要となる場合があります。
受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562



### 8. 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号保険者は産前産後期間(出産予定日月は出産月の前月から4か月の間)の保険料が免除されます。免除期間は満額の基礎年金を保障しています。

受付場所	町民福祉課窓口又は年金事務所
持ち物	●年金手帳 ●マイナンバー ●本人確認書類(運転免許証等) ●印鑑 ●母子健康手帳 ※事前に担当にご確認ください。
その他	社会保険の方は、社会保険料の免除について健康保険組合等へご確認ください。
受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562 一関年金事務所 電話 0191-23-4246



## 安心して出産を迎えるために

### 9. 就労している妊産婦への様々な制度

妊娠中の職場生活や産前・産後休業、育児休業など就労している方のための様々な制度があります。詳しくはQRコードから『働きながらお母さんになるあなたへ』をご覧ください。

QRコードはこちら →



### 10. 不妊治療費の助成

#### (1) 一般不妊治療費助成



対象者	町内に住所登録をしている夫婦
内容	一般不妊治療にかかる医療費の自己負担分を助成します。 (年間上限10万円、連続した2年間まで助成対象となります。) ※助成金は、夫婦合算額です。 ※治療を受けた年度ごとに申請が必要です。 ※年度を超える場合には、4月末までに申請を済ませてください。 ※申請期限を過ぎた場合は、助成の対象となりません。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

#### (2) 不妊治療費(生殖補助医療)助成



対象者	町内に住所登録をしている夫婦で、初回診療開始時における妻の年齢が43歳未満であること
内容	生殖補助医療にかかる医療費の自己負担分を助成します。 (1回の治療につき15万円。初回治療開始時の妻の年齢が、40歳未満の場合は6回まで、40~43歳未満の場合は3回までとします。) ※1クールの治療ごとに申請をしてください。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

\*不妊治療費は、令和4年4月から保険適用されています。詳しくは、QRコードから「不妊治療が保険適用されています」をご覧ください。

QRコードはこちら →



### 11. ひとにやさしい駐車場利用証制度

岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。詳しくは、QRコードから「ひとにやさしい駐車場利用証制度のご案内」をご覧ください。

QRコードはこちら →



## 赤ちゃんが生まれたら

### 1. 出生届

生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に町民福祉課に出生届を出しましょう。お子さんのお名前は、常用漢字、人名漢字、カタカナ、ひらがなになります。母子健康手帳に証明が必要になりますので、ご持参ください。また、出生届と同時に、マイナンバーカードを申請することができます。

受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562
-------	-----------------------



### 2. 健康保険

お子さんをお父さん又はお母さんの健康保険に加入させましょう。国民健康保険の方は町民福祉課で、社会保険の方は職場で手続きをしてください。

受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562
-------	-----------------------

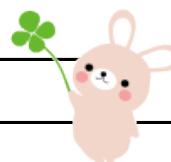


### 3. 出産育児一時金

出産育児一時金が保険者から最大50万円支給されます。国民健康保険の方は町民福祉課で、社会保険の方は職場で手続きをしてください。(社会保険資格喪失後6か月以内の出産の場合、社会保険から出産一時金が支給される場合があります。)

※医療機関の窓口での負担が軽減される直接支払い制度があります。被保険者の委任を受けて、保険者が医療機関へ出産一時金を支払います。手続きについては、出産予定の医療機関にご確認ください。

受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562
-------	-----------------------



### 4. 出産祝金

町内に住所のある父又は母と同居しているお子さんを対象に、出産祝金として5万円(うち3万円は平泉商工会の商品券)を支給します。

受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548
-------	------------------------



### 5. 子ども医療費助成

住民登録のある18歳以下の子どもは、医療費の助成があります。

助成内容	入院及び外来の医療費全額が助成されます。 ●ひとり親家庭医療費給付事業など、すでに医療費給付の対象となっている方はそちらが優先されます。 ●学校等(幼稚園・保育所含む)の管理下で起こったけがなどによる医療費については、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度が優先されますので、学校又は担当にご確認ください。
受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562



## 赤ちゃんが生まれたら

### 6.未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟な状態で生まれたお子さんの入院医療に対する給付制度です。世帯の前年度の所得に応じて、医療保険の自己負担分を公費負担します。

対象者	出生体重が2,000g以下等で医師が入院による養育の必要があると認めた場合
助成内容	所得により異なりますので、担当にご確認ください。 
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

### 7.児童手当

住所登録のあるお子さんを養育している方へ手当が支給されます。

手当額 (月額)	3歳未満:15,000円 3歳～高校生:第1子・第2子…10,000円 第3子以降…30,000円 ※大学生年代のお子さんの経済的負担をしている場合は、そのお子さんを加算のカウントに含めることができます。 
手当の支給	原則として、年6回(偶数月)で、各前月までの2か月分を指定された口座に振り込みます。 ※手当額・支払い等についての詳細は担当にご確認ください。
持ち物	●通帳(振込先の銀行、支店名、口座番号等が分かるもの) ●保険証
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548 

### 8.新生児聴覚検査

新生児聴覚検査の費用のうち7,000円を上限に助成します。受診票は母子健康手帳とあわせて交付していますので、検査する医療機関に受診票を提出してください。

受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548
-------	------------------------

### 9.産婦健康診査

出産した医療機関にて受ける産後2週間健診、産後1か月健診の費用を1回につき5,000円を上限に助成します。健診票は母子健康手帳とあわせて交付していますので、医療機関に健診票を提出してください。

受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548
-------	------------------------



## 赤ちゃんが生まれたら

### 10.乳児一般健康診査(医療機関で受診)

お子さんの発育・発達の確認、病気の早期発見を目的として、健康診査を行っています。

内容	生後1か月、生後3~4か月、6~7か月、12~13か月の4回分の受診票を交付します。時期がきたら、受診票と母子健康手帳を持参のうえ、医療機関を受診してください。 ※該当月齢を過ぎると、受診票が使用できませんのでご注意ください。
交付	町民福祉課に出生届をした後に、子育て支援課で交付しますのでお寄りください。出生の状況の確認のため、母子健康手帳をご持参ください。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

### 11.先天性胆道閉鎖症検査

先天性胆道閉鎖症を早期に発見するため、生後1か月健診の際に、便色カードを医療機関に提出してください。(母子健康手帳1か月児健康診査頁参照)

結果は医療機関でお知らせします。

担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548
----	------------------------



### 12.赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師等がお宅に訪問し、赤ちゃんの発育・発達・栄養状態などの確認を行います。また、お母さんの産後の回復などの健康状態、こころの健康、育児について経過を確認します。

対象者	生後2か月頃の赤ちゃんとお母さん
訪問までの流れ	出生届の後に子育て支援課にお寄りの際に、連絡先を確認します。 生後1~2か月頃を目安に連絡し、訪問日時を調整します。 ※連絡がくる前に心配なことがありましたら遠慮せずにご連絡ください。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



乳幼児突然死症候群(SIDS)を  
知っていますか?



## 赤ちゃんが生まれたら

### 13. 産後ケア事業

産後の授乳や育児などについて、助産師がお母さんと赤ちゃんのケアを行います。

対象者	住所登録のある産後12か月以内の産婦と乳児
内容	<p>●訪問型 助産師が自宅を訪問し、<u>自宅でケア</u>が受けられます。</p> <p>●通所型 助産師がいる<u>施設でケア</u>が受けられます。</p> <p>&lt;ケアの内容&gt;</p> <p>●乳房のケア ●授乳量の測定 ●赤ちゃんの体重の増え等の確認 ●授乳や育児に関する相談など</p> 
利用料	国の補助金の活用により、当分の間無料
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548

### 14. 子育て応援在宅育児支援金

保育所等を利用せずに、生後8週間から3歳に満たない第2子以降の児童を在宅で養育している保護者に対して、育児支援金を支給しています。

対象者	以下の全ての要件に当てはまる場合支給の対象となります。 ①保育所等を利用せず、在宅で第2子以降（高校卒業までの養育している児童のうち最年長者を除く）の児童を育てていること ②平泉町に住所があり児童と同居していること ③生活保護法による保護を受けていないこと ④申請者及びその配偶者が育児休業給付金(手当金)を受給していないこと ⑤暴力団員関係者や公序良俗に反する者でないこと(配偶者含む)
給付内容	こども1人当たり月額1万円 申請時に指定した口座へ振り込みます。
その他	支給を受けるためには申請が必要です。申請方法や必要書類等についての詳細は担当にご確認ください。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



# 子育てに関するここと(乳幼児期)

## I.予防接種

赤ちゃんがお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)は、自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって予防する必要があります。その方法が予防接種です。予防接種について正しく理解し、適切な時期に予防接種を受けましょう。予防接種の詳細については、別冊「予防接種と子どもの健康」(出生時に配布)をご覧ください。

### (1)定期予防接種

接種開始時期	予防接種名	対象	接種内容 ※標準接種を記載しています	接種券配布時期
生後6週 (標準では生後2か月)	ロタウイルス ★経口生ワクチン	ロタリックス: 生後6週~24週 ロタテック: 生後6週~32週	ロタリックス(1価):4週間以上の間隔をあけて2回接種 ロタテック(5価):4週間以上の間隔をあけて3回接種	出生時
生後2か月	小児の肺炎球菌感染症	生後2か月 ~5歳未満	27日以上の間隔で3回接種した後、1歳以降に3回目の接種から60日以上の間隔をあけて追加で1回接種 ※上記は生後2~7か月未満で接種を開始した場合。7か月以降に接種を開始した場合には異なりますので、出生時に配布する別冊「予防接種と子どもの健康」をご確認ください。	出生時
生後2か月	B型肝炎	生後2か月 ~1歳未満	27日以上の間隔で2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種	出生時
生後2か月	5種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ)	生後2か月 ~7歳6か月未満	20日以上の間隔をあけて3回接種した後、3回目の接種から6か月以上あけて追加で1回	出生時
生後5か月	BCG ★注射生ワクチン	1歳未満	1回接種	出生時
1歳	麻しん風しん混合 (1期)★注射生ワクチン	1歳~2歳未満	1回接種	9か月児相談時
1歳	水ぼうそう ★注射生ワクチン	1歳~3歳未満	6か月の間隔をあけて2回接種	9か月児相談時
3歳	日本脳炎1期	3歳 ~7歳6か月未満	6日以上の間隔をあけて2回接種した後、2回目の接種から概ね1年おいて追加で1回接種。	2歳6か月健診時
5歳	麻しん風しん混合 (2期)★注射生ワクチン	年長児	1回接種	年長児の4月頃郵送
9歳	日本脳炎2期	9歳~13歳未満	1回接種	9歳になる月に個別郵送
11歳	二種混合2期	11歳~13歳未満	1回接種	小学校6年6月頃郵送
中学1年	子宮頸がん予防ワクチン	中学1年 ~高校1年相当の女子	2価:1月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種。 4価:2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種。 9価:2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種。 ※15歳に至るまでの間に1回目を接種した場合は6月の間隔をおいて1回接種。(計2回で完了)	6月頃に郵送

●予防接種のスケジュール管理にも便利な「ひらいずみ子育て応援ナビ」を配信しています。

登録については、次の13ページをご覧ください。



① 各種予防接種のスケジュール管理にも便利！

## 子育て情報配信サービス「ひらいずみ子育て応援ナビ」

町では、予防接種スケジュール管理と子育て情報を提供するサービスとして「ひらいずみ子育て応援ナビ」を配信しています。

### 便利な機能 その1

携帯電話やスマホ、パソコンから、子どもの生年月日に合わせた予防接種スケジュールを作成

→ワクチンに合わせた接種間隔、生ワクチンと不活化ワクチンの間隔、同時接種の有無などを考慮して、全て自動で調整します。

### 便利な機能 その2

予防接種を実施している医療機関の検索、電話予約

→予防接種スケジュールによって、次の予防接種の日程も分かるので、予約が簡単にできます。

### 便利な機能 その3

接種予定日が近づくとお知らせメールを配信

→予防接種の日程をお知らせしてくれるため、予約忘れや接種忘れを防ぐことができます。

### 便利な機能 その4

町からのお知らせや流行疾患情報を配信

→予防接種のことはもちろん、各種教室や子育てに関する情報などが分かります。



さらに「母子健康手帳アプリ」を追加し妊娠期の記録や成長記録もできるようになりました

### 【注意事項】

- 作成された予防接種スケジュールはあくまで目安になります。当日のお子さんの体調を考慮し、接種医の判断で接種してください。
- 本サービスは、母子健康手帳の代わりにはなりません。接種する際は、必ず医療機関に母子健康を持参してください。

「ひらいずみ子育て応援ナビ」の利用には、登録が必要です。なお、登録料は無料です。（通信費、パケット代は自己負担となります）

#### 【登録方法】

インターネットを使用できるスマホや携帯電話、パソコンから

URL (<http://hiraizumi-town.city-hc.jp>)

またはQRコードから登録してください。

QRコード



## 子育てに関するここと(乳幼児期)

### (2) 任意予防接種



予防接種名	接種時期	接種内容、助成について	接種券
おたふくかぜ ★注射生ワクチン	1歳～2歳未満	1回接種 ※1回に限り全額助成	9か月児相談時に配布
小児インフルエンザ	1歳～中学3年	1～12歳：2～4週間の間隔で2回接種 13歳～中学3年：1回接種 ※年度毎に助成あり（上限金額あり）	契約医療機関にあります

※小児インフルエンザについての詳しい情報は、10月号広報をご確認ください。



#### <接種間隔についての3つのルール>

- ①注射生ワクチンから次の注射生ワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をおくこと。
  - ②同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、ワクチンごとに決められた間隔を守ること。
  - ③発熱や接種部位の腫れがないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談のうえ、接種すること。
- ※3つのルールが守られている場合には、次のワクチンを受けるまでの間隔に制限はありません。  
かかりつけ医に相談のうえ、計画的に接種しましょう。

#### <契約医療機関以外で予防接種を希望する場合>

「岩手県広域接種パスポート」等の手続きが必要です。  
期間に余裕を持って、事前に申請をしてください。



### 2. 幼児健診

健診名	健診方法、内容
1歳6か月児健康診査	集団健診（会場：保健センター） 計測、内科診察、歯科健診、フッ化物の塗布、個別相談
2歳6か月児健康診査	集団健診（会場：保健センター） 計測、内科診察、歯科健診、フッ化物の塗布、個別相談
3歳6か月児健康診査	集団健診（会場：保健センター） 計測、内科診察、歯科健診、フッ化物の塗布、個別相談 発達の確認、目と耳に関するアンケート、尿検査、眼の簡易検査

※各健診の案内は、健診の約1か月前にご自宅に郵送いたします。

5歳児健康診査	集団健診（会場：平泉町学習交流施設エピカ） 診察、保健指導、専門相談、集団活動
---------	--

※各健診の案内は、健診の約1か月前に各所属施設より配布されます。



受付・担当 子育て支援課 電話0191-34-5548

## 子育てに関すること(乳幼児期)

### 3.離乳食教室

生後5か月頃から始まる離乳食について、進め方や調理法などについて栄養士がお話をします。また、赤ちゃんの発育や発達などもあわせて確認します。

対象者	生後3~4か月の赤ちゃんと保護者
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 4.ピヨピヨ広場

赤ちゃんと家族の交流・相談の場です。身体測定や、絵本の読み聞かせ、ミニ勉強会なども行っています。申し込み不要で参加できますので、お気軽にご参加ください。

対象者	赤ちゃんと保護者
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 5.9か月児相談

赤ちゃんの発育・発達や、離乳食の様子などについて確認します。歯科衛生士によるお口のケアの話や図書館職員によるブックスタートなどもあわせて行います。

※「ブックスタート」…絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする事業

対象者	生後9~10か月の赤ちゃんと保護者
※9か月児相談の案内は、相談の約1か月前にご自宅に郵送いたします。	
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 6.みんなの広場

親子で自由に遊ぶことができる広場です。子育てや幼稚園、保育所の生活に関する相談にも応じます。

※日程等詳細については、担当にご確認ください。

対象者	1歳以降の在宅児と保護者
受付・担当	子育て支援センター(平泉保育所内) 電話0191-46-2767



### 7.給食試食会

二葉きらり園(平泉幼稚園・平泉保育所)の給食を体験できます。お子さんの年齢にあった食事の内容や量、調理方法などを参考にできます。

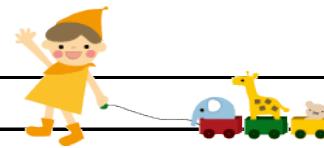
※日程等詳細については、担当にご確認ください。

対象者	1歳以降の在宅児と保護者
受付・担当	子育て支援センター(平泉保育所内) 電話0191-46-2767

## 子育てに関するここと(乳幼児期)

### 8.園開放

幼稚園や保育所の園庭・園舎を定期的に開放しています。



対象者	就園前のお子さんと保護者
開放日	【平泉幼稚園・平泉保育所】 毎週 月～金曜日 9:00～16:00 園庭や園舎を開放しています。 問い合わせ先:0191-46-2767
	【長島保育所】 毎週水曜日 9:30～11:00 園庭を開放しています。 問い合わせ先:0191-46-2007



### 9. 平泉町福祉活動センター アピュイ「遊戯室」

就学前のお子さんが遊べるプレイルームを常時開放しており、室内公園の感覚でご利用できます。(出入り自由、予約不要)

社会福祉協議会職員が常勤しておりますので、お子さんと遊びながら日頃の子育てに関する悩みを和やかな雰囲気でお聞きします。

対象者	就学前のお子さんと保護者
場所	平泉町福祉活動センター アピュイ（平泉町社会福祉協議会内）
担当	平泉町福祉活動センター アピュイ 電話0191-46-5658

### 10.ママ'sひろば



お子さんと保護者の遊びと交流の広場です。季節の行事を行ったり、子育てに関する理解を深めながら楽しく活動しています。(予約不要)

イベントを開催する際は、事前にひらいずみ社協だよりや子育て支援センターだよりを通じて、お知らせします。

※詳細については、担当にご確認ください。



対象者	未就学児と保護者
場所	平泉町福祉活動センター アピュイ（平泉町社会福祉協議会内）
受付・担当	平泉町福祉活動センター アピュイ 電話0191-46-5658

### 11.平泉町立図書館(学習交流施設 エピカ内)

お子さんにお勧めの本や、保護者向けの産後の体操や離乳食、育児に関する本など多数あります。お子さんと一緒に本を読むことができるスペースもありますので、親子でご利用できます。

開館日	9:00～21:00 ※年末年始は休館です。その他、図書点検、図書整理のため休館となる場合がありますので、担当にご確認ください。
利用方法	初めて本を借りる際は登録が必要です。利用者カード申込書に記入をして、本人確認できるもの（免許証、保険証など）をご提示ください。小学生以下の子さんの登録は、保護者が行ってください。 本、雑誌、CD、DVDなど2週間借りられます。 ※詳しくは担当にご確認ください。
受付・担当	町立図書館(学習交流施設 エピカ内) 電話0191-34-6656



## 子育てに関するここと(乳幼児期)

### 12.学習交流施設エピカ 子育て支援スペース

5歳までの未就学児を対象としたキッズスペースを開放しています。また、毎月さまざまな子育て講座を開催しています。また、交流室も原則としてお子さんに離乳食を食べさせたり、保護者の方々が交流するスペースです。

※教育関連事業をはじめ、催事その他で使用する場合があります。

対象者	5歳頃までの未就学児と保護者(対象児の兄弟も利用できます)
受付・担当	学習交流施設 エピカ 電話 0191-34-6656

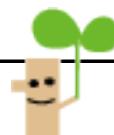
### 13.そだちの相談(子育て相談、専門相談)・ことばの相談

臨床心理士や言語聴覚士などの専門の先生が、お子さんの発達や発音、発達を促す関わりの工夫などについて相談に応じます。



対象者	就学前のお子さん ※完全予約制になりますので、詳しくは担当にご確認ください。
受付・担当	子育て支援課 電話0191-34-5548

### 14.子育て応援教室



そだちの支援が必要なお子さん、関わりの工夫が必要なお子さんを対象にした親子教室です。NCプログラムを活用した個別課題学習と小集団活動を通した発達支援を行っています。

ぴかぴか組	年中～年長児までのお子さんと保護者 ※日時などの詳細は担当にご確認ください。
受付・担当	子育て支援課 電話0191-34-5548

### 15.親子関係形成支援事業(ペアレントプログラム講座)

お子さんの「行動」の理解の仕方や対応方法を学び、楽しく子育てに向き合うことを目指しています。日頃の子育てやお子さんとの関わりについて、ちょっと立ち止まって考えたいと思っている方にお勧めの講座です。

対象者	概ね3歳から就学前のお子さんの保護者
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの立場から行動を考えるコツ</li><li>・自分の子どもにあわせたほめ方</li><li>・好ましくない行動への対応方法</li><li>・子どもの協力を増やすテクニック(選択、予告、カウントなど)</li></ul> <p>※1クール4回コース。 ※事前の予約が必要です。 ※日時等の詳細については、担当にご確認ください。</p>
受付・担当	子育て支援課 電話0191-34-5548



## 子育てに関すること(乳幼児期)

### 16.保育所

保育所は就労などのために日中家庭で保育できないお子さんを、保護者に変わって保育する施設です。町内には2つの保育所があります。

施設名	所在地	保育時間	定員	連絡先
平泉保育所	平泉字倉町152	7:30~18:30	90	46-2767
長島保育所	長島字砂子沢171	7:30~18:30	90	46-2007
※保護者の就労時間により18:30までに迎えに行くことが困難な場合、延長保育を利用することで最長19:00まで保育を受けることができます。				
受付・担当	上記保育所又は子育て支援課 電話 0191-34-5548			



### 17.幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設です。



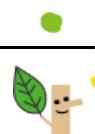
施設名	所在地	教育時間	定員	連絡先
平泉町立幼稚園	平泉字倉町152	8:30~13:30	90	46-2575
※幼稚園では降園後の預かり保育を行っています。詳しくは担当にご確認ください。				
受付・担当	平泉町教育委員会 0191-46-5576			



### 18.一時預かり

保護者が一時的に家庭での保育が困難になる場合、お子さんをお預かりします。事前に申し込みが必要になります。保育所の受け入れ状況によって、お預かりできない場合があります。詳しくは担当にご確認ください。

対象者	町内に住所のある就学前の在宅児
対象事由	家族の病気や介護、保護者の就労、保護者の育児疲れ等
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 19.ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、子育ての手助けが必要な人(お願い会員)と、子育てのお手伝いがしたい人(あずかり会員)を結ぶ会員制の子育て支援ネットワークです。会員相互で支援活動を行っています。

利用の例	子どもを連れて行けない用事が出来た時の育児。 (通院、冠婚葬祭、PTA行事など) 子どもの保育施設への送迎。
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548 関市社会福祉協議会 0191-23-6020

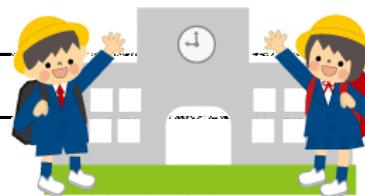
一

## 子育てに関すること(就学)

### I. 就学時健康診断

小学校入学に備え、新1年生になるお子さんを対象に健康診断を行います。お子さんの健康状態を把握し、安心して学校生活を送っていただくために必要な健康診断です。

対象者	翌年度の4月から小学校へ入学予定のお子さん
検査項目	内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査 聴力検査、言語検査、知能検査
日程	10月から11月頃
受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576



### 2. 就学に関する相談

就学に関する各種相談に応じます。相談の内容により、専門職による相談なども紹介します。

受付・担当	教育委員会 0191-46-5576
-------	--------------------

### 3. 放課後児童クラブ



昼間に保護者がいない家庭での児童（町内小学校在籍児童）が放課後に安心して遊び生活できる環境を提供するために、児童クラブを設置しています。

対象者	町内の小学校に在籍する小学生で、昼間に保護者が家庭にいない児童
すぎのこクラブ	平泉町立平泉小学校敷地内 電話 0191-46-2333
たばしね児童クラブ	平泉町立長島小学校内 電話 0191-34-5022
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



## 子育てに関するここと(就学)

### 4.就学援助制度

経済的な理由でお困りの家庭に、国の制度に基づいて学用品費、給食費、医療費などの援助をしています。



対象者	次のいずれかに該当する方 ①児童生徒の両親が住民税非課税世帯 ②児童扶養手当の全額支給を受けている世帯 ③世帯の収入額が生活保護法に規定する需要基準の1.2倍未満である世帯 ④その他経済的に困っており、就学に支障があると教育委員会が認める世帯
援助内容	学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費、PTA会費、卒業アルバム代 など
受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576

### 5.平泉町育英資金貸付制度

経済的な理由により、就学が困難な高校生以上の学生を支援するため、育英資金の貸し付けを行っています。



対象者	・高等学校以上に在学し、保護者または本人が町内在住の方 ・学業意欲が高く、経済的な理由により就学が困難と認められる方 ・連帯保証人を2名（保護者及び保護者以外の方）たてられる方
貸付金額	・高等学校又はこれと同程度の学校 月額 12,000円以内 ・高等専門学校 月額 20,000円以内 ・大学、大学院及び高等学校卒業以上を入学資格とする専修学校等 月額 45,000円以内
償還について	・貸付の利子 無利子 ・措置期間 学校卒業後1年 ・償還期限 措置期間経過後14年以内
受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576



### 6.日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

幼児施設及び学校では、授業中だけでなく休憩時間や体育時間など様々な状況において、けがをすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下でけがなどをした時に、保護者に対して給付金を支払います。

手続きは各学校等を通して行いますので、詳しくはお子さんの通っている幼児施設、学校等または担当にご確認ください。

※子ども医療費助成を重複して受給することができませんのでご注意ください。

受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576
-------	-----------------------



## ひとり親家庭のために

### I.児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するためのもので、児童の福祉増進を目的に支給される手当です。

手当を受けることができる人	・父又は母がない児童や一定程度の障がいのある父または母を持つ児童を監護している方 ・父母に代わってその児童を養育している方
手当の対象児童	離婚、未婚、死亡などの事情で父又は母のいない18歳未満の児童（18歳到達後最初の3月末まで対象）
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



### 2.ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の方で、18歳以下の子どもを扶養している場合医療費が助成されます。所得により助成内容が異なりますので、詳しくは担当にご確認ください。

受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562
-------	-----------------------

### 3.母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭を対象に、就学や就労、生活などの資金を無利子または低利子で貸付をする制度です。

受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548
-------	------------------------



## 病気や障がいのあるお子さんのために

### 1.身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障がいの内容により、1級から6級まで区分され1種・2種の種別があります。

申請には医師の診断書や顔写真などが必要になりますので、事前に担当へご確認ください。

対象者	都道府県知事から身体障がい者と認定された方
受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571



### 2.療育手帳(知的障がい)

知的障がいのある方が一貫した相談指導と、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの内容により、A(重度)とB(中軽度)に区分されています。

申請には、顔写真などの関係書類が必要になりますので、事前に担当へご確認ください。

対象者	児童相談所又は岩手県福祉総合相談センターで、知的障がいに該当すると判定された方
受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571



### 3.精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が社会参加の促進と自立を図り、各種保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

対象者	精神障がいのために長期にわたり、日常生活や社会生活に制約があると診断された方を対象に、社会参加と自立のために保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。 障がいの内容により1級から3級まで判定されます。
受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571

### 4.特別児童扶養手当

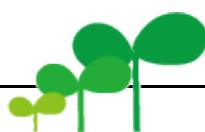


障がいのある児童（身体又は精神に障がいのある20歳未満の方）を扶養している方に、福祉増進のため手当を支給します。

対象者	①1級 身体障害者手帳1級又は2級程度もしくは療育手帳A程度の障がい児を扶養している方
	②2級 身体障害者手帳3級又は4級程度もしくは療育手帳B程度の障がい児を扶養している方

※社会福祉施設に入所している場合や所得額が一定以上ある場合は対象になりません。

支給額	①1級：月額 56,800円 ②2級：月額 37,830円
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



## 病気や障がいのあるお子さんのために

### 5.障害児福祉手当

重度の障害のある児童(身体又は精神に障がいのある20歳未満の方)に手当を支給します。

対象者	重度の障がいのため、日常生活に常時介護を必要とする方
※社会福祉施設に入所している場合や所得額が一定以上ある場合は対象になりません。	
支給額	月額 16,100円
受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571

### 6.重度心身障がい児の医療費助成

重度心身障がい児の医療費を助成します。(入院時の食事療養費は除きます。)

対象者	下記のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②療育手帳Aの方 ③特別児童扶養手当1級の児童 ④精神障害者保健福祉手帳1級(令和7年8月1日~対象)
※所得制限があり、住民税の課税状況に応じて一部負担があります。 詳しくは担当にご確認ください。	
受付・担当	町民福祉課 電話 0191-46-5562



### 7.小児慢性特定疾病医療費助成

慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の保護者に対し、治療にかかった費用の一部を公費によって助成します。

対象者	厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている18歳未満の児童が対象となります。18歳以降も改善しない場合は、20歳まで延長できます。 ※詳しくは担当にご確認ください。
受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571 一関保健所 電話 0191-34-4690

### 8.自立支援医療



#### (1)育成医療

身体の機能に障がいを残すと認められ、障がいの軽減や生活能力を得るために治療効果が期待できる児童に提供される医療費を国と県が助成する制度です。

※詳しくは担当にご確認ください。

受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571
-------	------------------------

#### (2)精神通院医療

精神疾患の通院による治療を継続して受けられるよう医療費の軽減を図る制度です。対象となる疾病は、統合失調症、てんかんなど医師が認めたものになります。

※詳しくは担当にご確認ください。

受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571
-------	------------------------

## 病気や障がいのあるお子さんのために

### 9.重度障がい児の日常生活用具費の支給

身体障がいや知的障がいのある方及び障がいのある児童の家庭生活を容易にするため、日常生活用具費の一部を支給します。

※詳しくは担当にご確認ください。

受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571
-------	------------------------



### 10.特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、ご家庭の所得に応じて学用品費等を支給します。

対象者	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576

### 11.障がいのあるお子さんの保育と教育



#### (1)就学前のお子さん

障がいのあるお子さんの保育と幼児教育は、下記で行っています。下記のほか、県立盲学校や児童福祉施設でも訓練や教育等が受けられます。

平泉保育所 長島保育所	特別なクラスは設けていませんが、お子さんの特性に応じた保育を行っています。
岩手県立清明支援学校 (幼稚部)	耳の聞こえに心配のあるお子さんが対象です。 
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548 

#### (2)就学するお子さん、就学中のお子さん

町内の小中学校では特別支援教育を行っています。また、県内には特別支援学校が設置されています。発達障がいや身体障がい等で心配な場合は、お早めにご相談ください。

受付・担当	教育委員会 電話 0191-46-5576
-------	-----------------------

### 12.車いすの貸し出し

障がいのある方が、外出等により一時的に車いすが必要な場合、車いすの貸し出しを行っています。台数に限りがありますので、事前に担当にご連絡ください。

受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571 平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077
-------	--



### 13.各種障がい福祉サービス

障害者総合支援法により、生活上の介護やリハビリ、移動支援など様々なサービスが受けられます。詳しくは、「障がい者保健福祉ガイドブック」に記載されていますので、ガイドブックを希望される方は、担当にご連絡ください。

受付・担当	保健センター 電話 0191-46-5571
-------	------------------------

## 生活の支援

### 1.子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に不安や負担を抱える子育て世帯を支援するため、訪問支援員を派遣し家事の支援を行います。

対象者	住所を有する妊娠婦及び18歳未満の子供を養育中の方のうち、支援が必要であると町が認める世帯。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●家事支援 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行など</li><li>●育児・養育支援 育児サポート、宿題の見守り、外出時の補助など</li></ul> <p>※申請及び支援プランの作成が必要です。 ※利用者負担等は担当にご確認ください。</p>
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



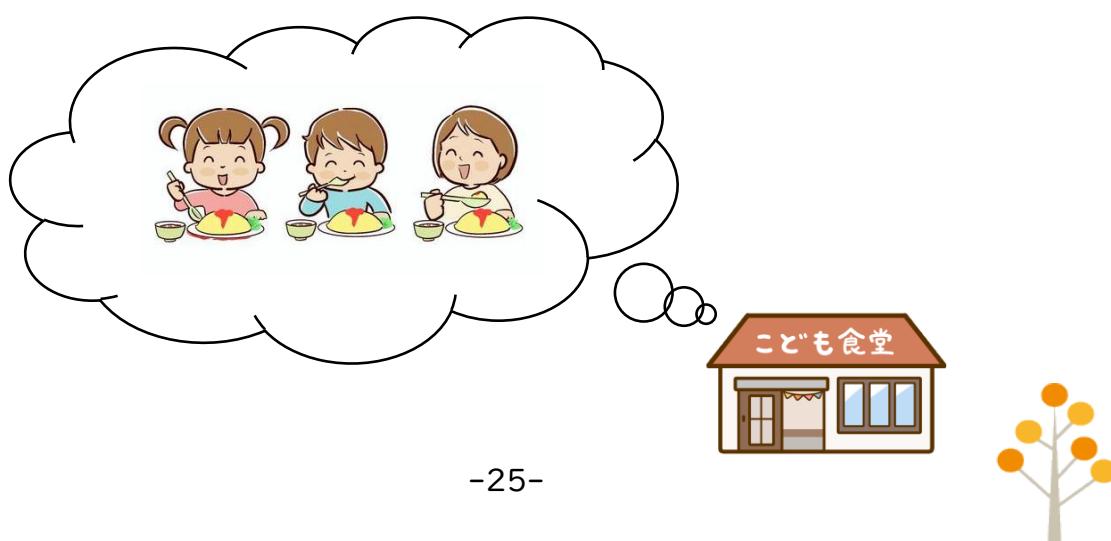
### 2.こども食堂

町内2団体が、子どもたちを中心に交流を楽しめる居場所づくりや食事を楽しむ機会の提供を行っています。地元農家の食材を使用したメニューでお待ちしています。

※事前の申し込みが必要です。

※詳しくは、担当にご確認ください。

対象者	小学生の児童（きょうだいが中学生にいる場合は中学生も可）
受付・担当	子育て支援課 電話 0191-34-5548



## 生活の支援

### 3.生活福祉資金貸付制度

岩手県社会福祉協議会が行っている公的な貸付制度です。他の貸付制度が利用できない下記対象世帯に、資金の貸付と相談支援を行っています。

#### (1)緊急小口資金

対象者	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となっている世带
貸付限度額	10万円以内
貸付利子	無利子・連帯保証人不要
据置期間	貸付日から2か月以内
返済期間	据置期間終了後1年以内
受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077

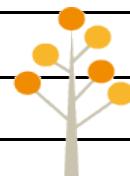


#### (2)総合支援資金

対象者	収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付限度額	単身世帯:月15万円以内 2人以上:月20万円以内
貸付利子	無利子(連帯保証人がいない場合は、据置期間経過後年1.5%)
据置期間	貸付日から6か月以内
返済期間	据置期間終了後10年以内
受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077

#### (3)教育支援資金

対象者	低所得世帯で、高等学校・大学・高等専門学校への就学に費用が必要な方
貸付限度額	①教育支援費(授業料、定期通学代、修学旅行費など) 高等学校…月額35,000円以内 高等専門学校…月額60,000円以内 短期大学…月額60,000円以内 大学…月額65,000円以内 ②就学支度費(入学金、制服、体育着、教科書、生活用品等) 50万円以内(入学時のみ貸付)
貸付利子	無利子 ※世帯内で連帯保証人が必要となります
据置期間	卒業後6か月以内
償還期間	20年以内
受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077



※上記貸付制度のほか、状況により他の種類の貸付や別制度の貸付が利用できる場合がありますので、ご相談ください。

## 生活の支援



### 4.たすけあい金庫

療養または緊急の出費で、一時的に日常生活に支障のある方に、応急的なつなぎ資金として、無利子で貸付します。

対象者	町内に住所を有する方	
貸付限度額	50,000円	
償還期間	貸付日から1年	
受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077	

### 5.生活困窮者自立支援事業

長引く不況や失業、単身世帯やひとり親世帯などによって生活が困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を対象に、相談に応じています。就労の支援やその他の自立に向けて、必要な情報の提供や助言を行っています。

対象者	生活保護を受給している方以外で、経済的な問題で生活に困っている方。 (長く失業している方、ひきこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など)
受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077

### 6.フードバンク事業



経済的にお困りでお子さんのいる家庭などに、生活の相談に応じたり、無償で食料品を提供する事業を行っています。

受付・担当	平泉町社会福祉協議会 電話 0191-46-5077
●「フードポスト」を設置し、食料品の提供を受け付けています 品質には問題がないのに、やむなく破棄されてしまう食品を無償で引き受け、フードバンクを通して支援が必要なご家庭や施設に提供します。	
受付する食品	缶詰類、瓶詰類、レトルト食品、米、乾麺 など ※賞味期限が2か月以上で未開封のもの
設置先	平泉町福祉活動センター「アピュイ」 設置時間:8:30~16:30(土日祝除く) 電話 0191-46-5658

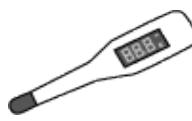


## その他の情報

### 1.上手な病院のかかり方

病院で診察を受けるために必要なものや、用意しておくと役立つものなど、確認しておきましょう。

受診の前に	<input type="checkbox"/> 普段の子どもの様子や、健康状態がわかるようにしておきましょう。 <input type="checkbox"/> 心配な症状について、いつから、どのように始まり、どのように変化したのか伝えられるようにしておきましょう。 <input type="checkbox"/> 診察の前には、食事やおやつを食べさせないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 診察を受けやすい(着脱しやすい)衣服を着させて行きましょう。
受診時の持ち物	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 体温、嘔吐や下痢の回数など、気になる症状のメモ書き <input type="checkbox"/> 必要に応じて気になる便や吐物の写真(携帯などで撮影)
診察時に必要な情報	<input type="checkbox"/> 保育所、幼稚園、学校などで流行っている病気の有無 <input type="checkbox"/> 食べ物アレルギーの有無 <input type="checkbox"/> 希望する薬の剤形(水剤、散剤など) <input type="checkbox"/> 最近の体重



#### <平日夜間・休日当番医について>

平日の夜間救急当番医、休日当番医については、町の広報や一関市医師会のホームページでご確認ください。当番医療機関に事前に連絡のうえ、受診してください。

### 2.災害に備えて

災害はいつ起こるか分かりませんので、いざという時に備えて日頃から下記の防災用品を参考に、準備しておきましょう。また、家族で避難場所やルート、連絡方法などについて話し合っておきましょう。町の防災マップもご確認ください。

- 貴重品(現金、保険証、通帳、印鑑、運転免許証)
- 診察券、お薬手帳、常備薬
- 家族との災害時取り決めメモ
- 懐中電灯、電池
- ビニール袋
- マスク、消毒液
- ティッシュ、ウエットティッシュ
- 携帯トイレ
- メモ帳、ボールペン
- タオル
- 防災頭巾
- 携帯電話、充電器
- 着替え
- 食料品(飲料水、非常食)
- ラジオ
- 歯ブラシ、洗口液など



- 簡易食器類
- 雨具
- ハイツル
- 防寒着
- 使い捨てカイロ
- 生理用品
- <乳幼児がいるご家庭>
- 母子健康手帳
- ミルク、ミルク用の飲料水
- プラスチック哺乳瓶、消毒剤
- オムツ、おしり拭き
- 着替え、ガーゼハンカチ、タオル
- 離乳食、離乳食スプーン
- 抱っこ紐、おんぶ紐
- コンパクトなおもちゃ

## その他の情報

### 3.町の主な子育て関係機関一覧

施設名等	主な内容	電話番号
子育て支援課 (こども家庭センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付</li> <li>・乳幼児の健診、予防接種</li> <li>・発育、発達の相談</li> <li>・児童手当　・保育所　・一時預かり</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・児童虐待　・DVに関する相談</li> <li>・その他子育てに関する相談</li> </ul>	0191-34-5548
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉に関する各種相談</li> <li>・精神保健に関する各種相談</li> </ul>	0191-46-5571
町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費に関すること</li> </ul>	0191-46-5562
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業</li> <li>・子育てに関する相談</li> </ul>	0191-46-2767
平泉町立平泉保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所　・園開放</li> </ul>	0191-46-2767
平泉町立長島保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所　・園開放</li> </ul>	0191-46-2007
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・就学時健診</li> <li>・就学に関する各種相談</li> </ul>	0191-46-5576
平泉町立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> </ul>	0191-46-2575
平泉町立平泉小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校</li> </ul>	0191-46-2202
平泉町立長島小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校</li> </ul>	0191-46-2203
すぎのこクラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の遊びや生活ができる環境の提供</li> </ul>	0191-46-2333
たばしね児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の遊びや生活ができる環境の提供</li> </ul>	0191-34-5022
平泉町立平泉中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校</li> </ul>	0191-46-2205
学習交流施設 エピカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立図書館(本の貸し出し　・おはなし会)</li> <li>・子育て支援スペース(遊びの広場)</li> </ul>	0191-34-6656
福祉活動センター「アピュイ」 (平泉町社会福祉協議会内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイルームの開放</li> <li>・子育てに関する相談</li> </ul>	0191-46-5658
平泉町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金の貸付</li> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> <li>・フードバンク</li> </ul>	0191-46-5077



地域で安心して子育てができるよう応援します



平泉町観光 PR キャラクター  
きよひらくん

### 平泉町子育て情報帳

発行：平泉町子育て支援課・こども家庭センター  
(平泉町保健センター 2階)

〒029-4102 平泉町平泉字志羅山 45-2

電話 0191-34-5548

FAX 0191-46-2900